

副本

平成26年(ネ)第126号 大飯原発3,4号機運転差止請求控訴事件

1 審原告 松田正 外184名

1 審被告 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

(乙210~214号証)

平成29年4月17日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部C1係 御中

1 審被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介








弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士	畑	井	雅	史	
弁護士	坂	井	俊	介	
弁護士	山	内	喜	明	
弁護士	谷		健 太	郎	
弁護士	中	室		祐	

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙210	八幡神社誌（抜粋）	写し	S46. 4. 1	八幡神社社務所	小浜市の八幡神社の歴史を記した八幡神社史表に、天正地震による津波被害の記録がないこと
乙 211	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	写し	H25. 6. 19	原子力規制委員会	津波審査ガイドでは、津波水位等の数値計算に用いるモデル及び計算手法の妥当性を、既往津波の痕跡高の再現性を検討することによって、確認することとされていること等
乙212	原子力発電所の津波評価技術 付属編（抜粋）	写し	H14. 2	社団法人土木学会原子力土木委員会 津波評価部会	「原子力発電所の津波評価技術」（乙111）に示された手法により算出される津波水位が、平均的に既往最大津波の痕跡高の約2倍になること及び既往最大津波の痕跡高を100%超過することが確認されていること、が記載されていること なお、本証拠は、乙111号証の付属編である。
乙213	大飯発電所3号炉及び4号炉 津波に対する施設評価について	写し	H29. 2	1 審被告	1 審被告が、大飯発電所3号機及び4号機（以下、「本件発電所」という）の津波防護施設について、船舶等の漂流物の衝突による荷重と基準津波による荷重が同時に生じることを考慮しても損傷しない設計としていること等

乙 214	<p>関西電力株式会社 大飯発電所3号及び 4号炉の発電用 原子炉設置変更許 可申請書に関する 審査書案に対する 意見募集等につい て(案)</p>	写し	H29.2.22	原子力規制委 員会	<p>本件発電所に係る発電用原 子炉設置変更許可申請を受 けて原子力規制委員会が行 った審査の結果、新規制基 準に適合していると認めら れたこと</p> <p>なお、標目は「(案)」とな っているが、同案について は、平成29年2月22日の 第62回原子力規制委員会に おいて了承され、意見募集 等が実施された。</p>
-------	--	----	----------	--------------	--